# 第20 連結散水設備

# I 技術基準

#### 1 連結散水設備の方式等

連結散水設備は、次の方式等によること。◆

(1) 開放型ヘッドを用いる方式

ア 散水ヘッドとして開放型ヘッドを用いる連結散水設備(以下第20において「開放型ヘッド方式」という。) とする場合は、送水区域の数が一で、かつ、その送水区域内における関係者が単一であること。

イ 前アによる連結散水設備は、散水ヘッドの数が10以下のものに限る。

(2) 連結散水設備の代替としてスプリンクラー設備を設置する場合

防火対象物の一部に、スプリンクラー設備が政令第12条第2項に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置される場合は、連結散水設備の代替としてスプリンクラー設備を設置すること。

(3) 閉鎖型ヘッドを用いる方式

(1)及び(2)以外の場合は、散水ヘッドとして閉鎖型ヘッドを使用する連結散水設備(以下第20において「閉鎖型ヘッド方式」という。)とすること。

#### 2 開放型ヘッド方式

開放型ヘッド方式は、省令第30条の3の規定によるほか、次によること。

(1) 配管等

配管、管継手及びバルブ類(以下第20において「配管等」という。)は、省令第30条の3第3号の規定によるほか、次によること。

#### ア機器

配管等の機器は、第4章第2節第2「屋内消火栓設備」. I 「技術基準」. 3. (1) (ア. (イ) 及びイ. (エ) を除く。) を準用すること。

#### イ 設置方法等

配管等の吊り及び支持、屋外等の露出配管、建物導入部の配管、埋設配管にあっては、第4章第2節第2「屋内消火栓設備」、I「技術基準」、3.(2). ウからカまでを準用すること。

ウ排水弁

省令第30条の3第3号トに規定する排水弁は、配管の最低位となる部分(別図第20-1参照)で、容易に 点検できる場所に設け、かつ、排水弁である旨の表示をした標識を直近の見やすい箇所に設けること。◆

(2) 配管の摩擦損失計算等◆

配管等の摩擦損失計算は、第7章資料2「配管の摩擦損失計算の基準(平成20年消防庁告示第32号)」によるほか、次のいずれかの方法によること。この場合、配管等の摩擦損失水頭は、第7章資料4「配管の摩擦損失水頭表」を参照すること。

ア 実高、配管の摩擦損失水頭等の影響による放水圧力の増加に伴う放水量の増加を求め、摩擦損失計算を行 う方法(第7章資料3「スプリンクラー設備の配管摩擦損失計算例」参照)

イ 開放型ヘッドの個数が10までの配管等の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を205 L/minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失計算は、設置する開放型ヘッドの個数に205 L/minを乗じて得た量を流水量として行う方法(別表第20-1参照)この場合、配水管又は枝管(直接開放型ヘッドが設けられている管をいう。)の呼び径と開放型ヘッド個数の関係は、第20-1表によること。

※ 枝管に取り付けるヘッドの個数は、一の枝管につき5個を限度とすること。

#### 第20-1表「配水管又は枝管の呼びと開放型ヘッドの関係」

| ヘッドの合計個数 | 1個以下 | 2個以下 | 3個以下 | 5個以下 | 10個以下 |
|----------|------|------|------|------|-------|
| 管の呼び径(A) | 32以上 | 40以上 | 50以上 | 65以上 | 80以上  |

#### (3) 設計送水圧力◆

消防隊がポンプ車で送水する際の送水口における圧力(圧力の上限は、1.6MPaとすること。以下第20において「設計送水圧力」という。)は、次によること。

- ア 設計送水圧力は、送水口から、最も放水圧力が低くなると予想される開放型ヘッドが、放水圧力0.5MPa 以上で180L/min以上の放水を行える圧力とすること。
- イ 前アの設計送水圧力において、各開放型ヘッドの放水圧力は、1.0MPaを超えないこと。
- ウ 設計送水圧力の値は、最も放水圧力が低くなると予想される開放型ヘッドまで及び最も放水圧力が高くなると予想される開放型ヘッドまでの摩擦損失水頭を前(2)の例により計算して求め、条例第58条の2に規定する届出(以下第20において「設置計画届」という。)に計算書を添付させること。
- (4) 開放型ヘッド
  - ア 開放型ヘッドは、「開放型散水ヘッドの基準(昭和48年消防庁告示第7号)」に適合すること。
  - イ 開放型ヘッドの配置の間隔は、第4章第2節第4「スプリンクラー設備」. I 「技術基準」. 2. (3). ウを 準用するほか、別表第20-2によること。◆
- (5) 送水口等(別図第20-2参照)
  - ア 送水口の結合金具は、差込式のものとすること。
  - イ 送水口は、スプリンクラー設備等の送水口の基準を定める件(平成13年消防庁告示第37号)に適合すること。 なお、原則として認定品を使用すること。◆
  - ウ 送水口又はその直近の見やすい箇所には、次の標識等を設けること。
  - (ア) 開放型ヘッドを使用している連結散水設備の送水口である旨を明記した標識 なお、原則として、標識の大きさは短辺10cm以上、長辺30cm以上とし、色は地を赤、文字を白とすること。◆
  - (イ) 送水区域、選択弁及び送水口を明確に識別できる系統図及び平面図◆
  - (ウ) 設計送水圧力の数値の表示◆
  - エ 前ウの標識等は、気候等の環境変化により容易に劣化、変色、変形等が生じないものであること。◆

#### 3 閉鎖型ヘッド方式(屋内消火栓設備を設置する防火対象物)

屋内消火栓設備を設置する防火対象物は、連結散水設備の配管を屋内消火栓設備の配管に接続して、屋内消火 栓設備の加圧送水装置を閉鎖型ヘッドの開放により、連結散水設備の配管内の流動(圧力低下)を流水検知装置 又は起動用水圧開閉装置の検知により自動起動させて散水する方式(以下第20において「屋内消火栓設備兼用方 式」という。)とし、次によることができる(別図第20-3及び別図第20-4参照)。

なお、屋内消火栓設備兼用方式は、政令第32条の規定を適用して設置することができるものであること。この場合、関係者からの特例申請は要しないものとし、特例適用の経過等を屋内消火栓設備の着工届出書等の予防規程第34条第3項に基づき作成する調査書に記載しておくこと。

また、閉鎖型ヘッド方式の基準は、開放型ヘッド方式とした場合において、火災発生場所、延焼範囲の特定が困難であり、火点室又は出火場所以外の場所への散水のおそれがあり、消火活動上必要な施設として活用しにくい状況であることから定めたものであることを関係者に説明すること。

#### (1) 水源水量

水源水量は、設置される閉鎖型ヘッドの当該設置個数(当該設置個数が5を超えるときは、5とする。)に1.2㎡を乗じて得た量以上の量とすること。この場合、当該水源水量と屋内消火栓設備の政令第11条の規定による水源水最のうち、いずれか大きい量以上の量とすることができる。

- ※ 1.2㎡の水量は、閉鎖型ヘッド1個80L/minに15分を乗じた量である。
- (2) 加圧送水装置
  - ア ポンプを用いる加圧送水装置の場合は、次によること。
  - (ア) ポンプの全揚程は、最も放水圧力が低くなると予想される閉鎖型へッドを基準とした配管の摩擦損失水頭(m)及び落差(H)に10mを加えた数値以上で、かつ、屋内消火栓設備として必要な全揚程を有するものであること。
  - (4) ポンプの吐出量は、閉鎖型ヘッド1個90L/minに5を乗じて得た量以上の量とすること。この場合、当該吐出量と屋内消火栓設備の政令第11条の規定による吐出量のうち、いずれか大きい量以上の量とすることができる。
  - イ 高架水槽を用いる加圧送水装置の場合の当該加圧送水装置に必要な落差(水槽の下端から閉鎖型ヘッドまでの垂直距離)は、配管の摩擦損失水頭(m)に10mを加えた値以上の値とすること。
- (3) 流水検知装置
  - ア 流水検知装置は、「流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和58年自治省令第2号)」に定める湿式 流水検知装置とし、使用圧力範囲内のものを使用すること。

- イ 一の流水検知装置が受け持つ区域は、2以上の階にわたらないこと。ただし、設置される閉鎖型ヘッドの 個数が、10個未満である場合には、2以上の階を受け持つことができるものであること。
- ウ 流水検知装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。
- エ 流水検知装置に加わる圧力は、当該流水検知装置の最高使用圧力以下であること。
- オ 流水検知装置の一次側には、圧力計を設けること。
- カ 自動火災報知設備の受信機の設置場所には、流水検知装置が発した信号により、起動した階の表示及び警報が発せられる受信装置を設けること。ただし、自動火災報知設備の受信機により、起動した階の表示及び警報が発せられる場合にあっては、この限りでない。
- (4) 加圧送水装置の起動

加圧送水装置は、流水検知装置が発した信号又は起動用水圧開閉装置の作動と連動して起動すること。

(5) 制御弁

制御弁は、流水検知装置の一次側に、次により設けること。

- ア 制御弁は、床面から高さ0.8m以上1.5m以下の箇所とすること。
- イ 制御弁には、みだりに閉止できない措置を講ずること。
- ウ 設置場所は、容易に点検できる場所とすること。
- エ 制御弁の直近の見やすい箇所には、屋内消火栓設備兼用方式の連結散水設備の制御弁である旨を表示した 標識を設けること。

#### (6) 配管

配管の機器は、第4章第2節第2「屋内消火栓設備」、 I 「技術基準」、3. (1) (ア. (イ)及びイ. (エ)を除く。) を準用するほか、次によること。

- ア 連結散水設備の主管は、原則として屋内消火栓設備の加圧送水装置吐出部の直近で分岐して接続するほか、接続部分には、逆止弁及び止水弁を設け、連結散水設備と屋内消火栓設備の配管が区別できる表示をすること。 イ 連結散水設備の配管内には、屋内消火栓設備用の補助用高架水槽又は専用の補助用高架水槽(以下第20に
  - おいて「補助用高架水槽等」という。) により常時充水しておくこと。この場合、配管内の充水は、次によること。
- (ア) 補助用高架水槽等の有効水量は、1.0㎡以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に、呼び径25A以上の管により自動的に給水できる措置を講じた場合は、その有効水量を0.5㎡以上とすることができる。
- (4) 補助用高架水槽等の下端から放水圧力が最も低くなると予想される閉鎖型ヘッドまで(以下第20において「補助用高架水槽等から閉鎖型ヘッド」という。)の落差(H)による圧力は、0.15MPaに補助用高架水槽等から閉鎖型ヘッドの配管の摩擦損失水頭圧を加えた圧力以上の圧力であること。この場合、圧力不足となる場合には、加圧送水装置に中継ポンプ等を設けること。
- (ウ) 補助用高架水槽等から屋内消火栓設備の主管までの配管及び連結散水設備の主管への接続配管は、呼び径40A以上とすること。連結散水設備の主管と充水用配管の接続部分には、逆止弁及び止水弁を設けること。
- ウ 最も放水圧力が低くなると予想される配管の末端には、流水検知装置の作動等を試験するための試験弁 (以下第20において「末端試験弁」という。)を次により設けること。
- (ア) 末端試験弁は、流水検知装置の設けられる配管の系統ごとに1個ずつ設けること。
- (イ) 一次側には圧力計、二次側には閉鎖型ヘッドと同等の放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を 取り付けること。
- (ウ) 末端試験弁には、その直近の見やすい箇所に末端試験弁である旨を表示した標識を設けること。
- エ 配管の吊り及び支持、屋外等の露出配管、建物導入部の配管、埋設配管にあっては、第4章第2節第2 「屋内消火栓設備」 I 「技術基準」、3.(2). ウからカまでを準用すること。
- (7) 配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、第7章資料2「配管の摩擦損失計算の基準(平成20年消防庁告示第32号)」によるほか、閉鎖型ヘッドの同時開放個数を5として次のいずれかの方法により求めること。この場合、配管の摩擦損失水頭は第7章資料4「配管の摩擦損失水頭表」を参照すること。

- ア 実高、配管等の摩擦損失水頭等の影響による放水圧力の増加に伴う放水量の増加を求め、摩擦損失計算を 行う方法(第7章資料3「スプリンクラー設備の配管摩擦損失計算例」参照)
- イ 閉鎖型ヘッドの個数が5までの配管の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を80L/minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失計算は、450L/minを流水量として行う方法
  - この場合、配水管又は枝管(直接閉鎖型ヘッドが設けられている管をいう。)の呼び径と閉鎖型ヘッド個

数の関係は、第20-2表によること。

#### 第20-2表 配水管又は枝管の呼びと閉鎖型ヘッドの関係

| ヘッドの合計個数  | 2個以下 | 3個以下 | 5個以下 | 10個以下 | 11個以上 |
|-----------|------|------|------|-------|-------|
| 管の呼び径 (A) | 25以上 | 32以上 | 40以上 | 50以上  | 65以上  |

※ 枝管に取り付ける閉鎖型ヘッドは、一の枝管につき5個を限度とすること。

#### (8) 設計送水圧力

設計送水圧力は、次によること。

なお、屋内消火栓設備兼用方式による設計送水圧力は、前(3)、エの最高使用圧力以下とすること。

- ア 設計送水圧力は、送水口から最も放水圧力が低くなると予想される閉鎖型ヘッドが、放水圧力0.1MPa以上で80L/min以上の放水ができる圧力とすること。
- イ 設計送水圧力の値は、最も放水圧力が低くなると予想される閉鎖型ヘッドまでの配管における摩擦損失水 頭等を閉鎖型ヘッドの同時開放個数は5として前(7)の例により計算して求めた数値とすること。
- ウ 設置計画届に前ア及びイにより求めた設計送水圧力の計算書を添付させること。
- (9) 放水圧力

加圧送水装置又は配管には、各閉鎖型ヘッドにおける放水圧力が1.0MPaを超えない措置を講じること。

- (10) 閉鎖型ヘッド
  - ア 閉鎖型ヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令(昭和40年自治省令第2号)」 に定める標準型スプリンクラーヘッド(小区画型ヘッドを除く。)とし、感度種別は、2種のものを使用すること。
  - イ 取付間隔は、第4章第2節第4「スプリンクラー設備」、 I 「技術基準」、 2. (3). イに定める別表第4ー1-2 (2.3mに限る。) を準用すること。
- (11) 送水口
  - ア 送水口のホース接続口は、双口型のものとし、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の箇所又は地盤面からの深さが0.3m以内の箇所に設けること。
  - イ 送水口の結合金具は、差込式のものとすること。
  - ウ 送水口は、スプリンクラー設備等の送水口の基準(平成13年消防庁告示第37号)に適合させること。 なお、原則として認定品を使用すること。◆
- (12) 標識等 (別図第20-2参照)
  - ア 送水口又はその直近の見やすい箇所には、連結散水設備の旨を明記した標識を設けること。この場合、原則として、標識の大きさは、短辺10cm以上、長辺30cm以上とし、色は地を赤、文字を白とすること。
  - イ 設計送水圧力の数値を送水口又はその直近の見やすい箇所に表示すること。
  - ウ 前ア及びイの標識等は、気候等の環境変化により容易に劣化、変色、変形等が生じないものであること。

## 4 閉鎖型ヘッド方式(屋内消火栓設備を設置しない防火対象物)◆

屋内消火栓設備を設置しない防火対象物は、専用の高架水槽を設け、配管内に充水して、閉鎖型ヘッドの開放により散水する方式とし、次によること。(別図第20-5参照)

- (1) 高架水槽は、第4章第2節第2「屋内消火栓設備」. I 「技術基準」. 3. (2). アからウまでを準用するほか、 次によること。
  - ア 高架水槽の有効水量は、4.0㎡以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径50A以上の管により自動的に給水できる措置を講じた場合は、その有効水量を3.0㎡以上とすることができる。
  - イ 高架水槽の下端から最も放水圧力が低くなると予想される閉鎖型ヘッドまでの落差(H)による圧力は、 0.15MPaに配管の摩擦損失水頭圧を加えた圧力以上の圧力であること。圧力不足となる場合には、中継ポン プ等を設けること。
- (2) 流水検知装置等は、前3、(3)を準用すること。
- (3) 制御弁は、前3、(5)を準用すること。
- (4) 配管は、前3、(6)、イ、ウ及び工を準用するほか、次によること。
  - ア 配管内の充水用配管は、管の呼び径50A以上とすること。
  - イ 高架水槽との接続部分には、可とう管、逆止弁及び止水弁を設けること。

- (5) 配管の摩擦損失計算は、前3.(7)を準用すること。
- (6) 設計送水圧力は、前3、(8)を準用すること。
- (7) 放水圧力は、前3、(9)を準用すること。
- (8) 閉鎖型ヘッドは、前3、10)を準用すること。
- (9) 送水口は、前3、(11)を準用すること。
- (10) 標識等は、前3、(12)を準用すること。

## 5 高天井部分の散水ヘッド◆

地下 3 階以内の部分又は地盤面から深さ15m未満の部分で、かつ、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分及び政令別表第 1 (4)項に掲げる防火対象物又は同表(6)項イに掲げる防火対象物の(4)項の用途に供される部分(通路、階段その他これらに類する部分を除く。)で床面から天井までの高さが 6 m、を超える部分及びその他の部分で床面から天井までの高さが10mを超える部分(以下第20において「高天井部分」という。)の散水ヘッドは、前2 から 4 までにかかわらず次によること。この場合、高天井部分の取扱いは、第 4 章第 2 節第 4 「スプリンクラー設備」、 I 「技術基準」、5. (2)の例によること。

- (1) 散水ヘッド
  - 高天井部分の散水ヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとすること。
- (2) 放水区域
  - ア 放水区域は、高天井部分ごとに設定すること。
  - イ 各放水区域は、当該区域ごとに一斉開放弁又は手動式開放弁を設けること。この場合、一斉開放弁又は手動開放弁は、次によること。
    - (ア) 一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、高天井部分が存する階で、高天井部分の火災の影響を受けない場所に設けること。
    - (4) 一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、床面から高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けるほか、 その直近の見やすい箇所には当該操作部である旨及び操作方法を表示した標識及び警戒区域一覧図を設 けること。

#### 6 散水ヘッドを設けないことができる部分

散水ヘッドを設けないことができる部分は、次によること。

- (1) 第4章第2節第4「スプリンクラー設備」、I「技術基準」、1.(4)、ア.(イ)及び(ウ)の例の場所は、省令第 30条の2第3号に規定する「その他これらに類する室」として取扱うことができること。
- (2) 次の部分は、政令第32条の規定を適用し、連結散水設備の散水ヘッドを設けないことができること。 なお、政令第32条の規定の適用に際し、関係者からの特例申請を要しないことができることとする。ただし、 工事計画届等には、関係図書(仕上げ、防火区画、省略した部分等を明示した図面等)を添付させるとともに、 火災予防規程第34条第3項に基づき作成する調査書にその経過を明らかにしておくこと。
  - ア 天井及び壁の仕上げが下地を含め不燃材料で造られ、かつ、可燃性の物品等が置かれていない次の部分
  - (ア) 政令別表第 1 (10)項に掲げる防火対象物のプラットホーム、コンコースその他これらに類する部分で、連結送水管の放水口を設置してある場合
  - (4) 駐車場の傾斜路、カーリフトその他これらに類する部分
  - (ウ) 開放型の廊下、通路、庇等のうち、第4章第2節第4「スプリンクラー設備」. I 「技術基準」. 1. (4). ア. (エ)の例による場所
  - イ 他の部分と耐火構造の柱若しくは壁、床又は建基政令第112条第19項第1号に規定する構造の防火設備等で区画されている場合の次の部分
  - (7) 無人の変電所等で可燃性の物品等が置かれていない機器搬入路、通路等(天井及び壁の仕上げが下地を 含め不燃材料で造られ、かつ、電気室、機械室等への専用である場合で、機器搬入のための車両が通行 又は停車しないものに限る。)
  - (4) 省令第13条第3項第7号又は第8号に規定されている室 この場合「その他これらに類する室」として扱うことができるものは、第4章第2節第4「スプリンク ラー設備」、I「技術基準」、1.(4)、ア.(オ)又は(カ)を準用すること。
  - ウ 第4章第2節第4「スプリンクラー設備」、I「技術基準」、1.(4)、イ.(7)から(オ)までに定める部分

- エ 閉鎖型ヘッド方式としている場合の第4章第2節第4「スプリンクラー設備」、 I 「技術基準」、1. (4). イ. (h) 又は(4) の例による部分
- オ 床面積が概ね50㎡未満である高天井部分(当該部分以外の部分には、散水ヘッドが設けられている場合に 限る。)
- カ 次の高天井部分で、適合要件(①から④)のすべてに適合する部分
- (ア) 政令別表第 1 (5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロに掲げる防火対象物の階に存するロビー、会議場、通路その他これらに類する場所の高天井部分
- (イ) 体育館、屋内射撃場等(主として競技を行うために使用するものに限る。) の高天井部分 《滴合要件》
  - ① 高天井部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料であること。
  - ② 高天井部分において、電気、ガス、燃料等を使用する火気使用設備の設置又は火気使用器具の持ち込み等による火気の使用がないこと。
  - ③ 高天井部分には、火災時に延焼拡大の要因となり得る多量の可燃物が置かれ又は持ち込まれないこと。
  - ④ 高天井部分は、屋内消火栓又は補助散水栓により有効に警戒されていること。

## 7 連結散水設備の設置を要しない防火対象物の部分

政令第28条の2第4項の規定により連結散水設備の設置を要しないことができる防火対象物の部分は、次による連結送水管及び排煙設備等が設置されている部分とすること。

なお、地下4階以下の階又は地盤面から深さ15m以上の階にあっては、消防活動の困難性が大きいことから、 努めて連結散水設備を設置させること。◆

(1) 連結送水管

ア 連結送水管は、第4章第2節第21「連結送水管」. I 「技術基準」. 1の例により設けること。

イ 放水口は消火活動拠点に設け、送水口には地階に放水口が設置してある旨を表示すること。◆

(2) 排煙設備等

排煙設備等は、努めて次のいずれかとすること。

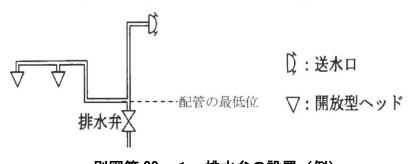
ア 第4章第2節第19「排煙設備」、I「技術基準」、7.(2)の例による加圧防排煙方式とすること。◆

イ 省令第29条第1号の規定の例による排煙上有効な開口部とすること。

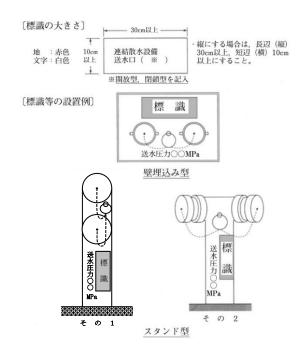
#### 8 連結散水設備を設置しないことができる防火対象物

主要構造部を耐火構造としたもので外周(外壁)が2面以上及び周長の2分の1以上がドライエリアその他の外気(以下第20において「ドライエリア等」という。)に開放されており、かつ、次の条件のすべてを満足する防火対象物は、政令第32条の規定を適用し、連結散水設備を設置しないことができること。

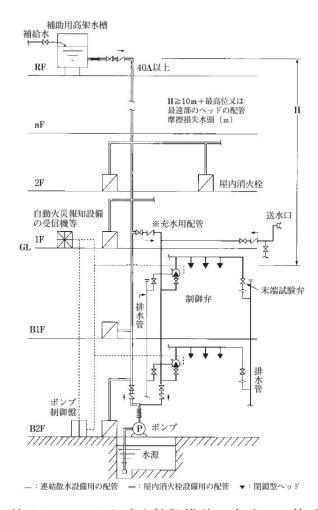
- (1) ドライエリア等に面して消火活動上有効な開口部(直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部をいう。)を2以上有し、かつ、当該開口部は、省令第5条の3第2項各号(第2号を除く。)の規定に該当するものであること。
- (2) 開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5m以上であること。ただし、消火活動上支障ないものはこの限りでない。
- (3) ドライエリア等には、地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等(以下第20において「傾斜路等」という。)の施設が設けられていること。
- (4) ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが30mを超えるものは、2以上の傾斜路等を有すること。



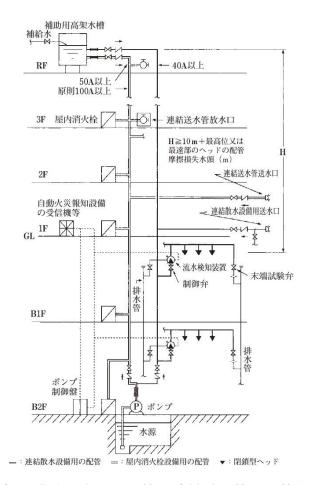
別図第 20一1 排水弁の設置(例)



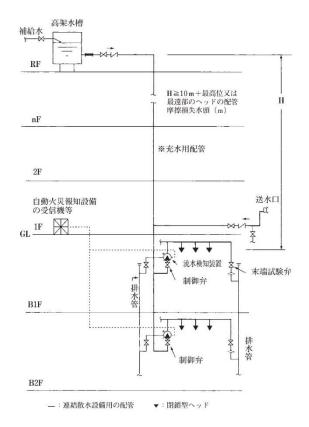
別図第20-2 連結散水設備の送水口の標識等



別図第20-3 屋内消火栓設備兼用方式の配管系統例



別図第20-4 屋内消火栓設備兼用方式の配管と連結送水管の主管を兼用した場合の系統例



別図第20-5 配管充水方式の配管系統例

# 別表第20-1 開放型ヘッドを使用する場合の配管摩擦損失水頭表

(100m当たり) JIS G 3452

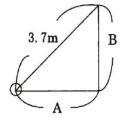
| 個数 | 流量<br>(L/min) | 32A     | 40 A    | 50 A    | 65 A    | 80 A    | 100A    |
|----|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1  | 205           | 46. 178 | 21. 925 | 6.803   | 2.017   | 0.870   | 0. 238  |
| 2  | 410           | _       | 79.040  | 24. 525 | 7. 272  | 3. 136  | 0.858   |
| 3  | 615           | _       | _       | 51. 924 | 15. 396 | 6. 639  | 1.817   |
| 4  | 820           | _       | _       | _       | 26. 214 | 11. 305 | 3. 094  |
| 5  | 1,025         | _       | _       | _       | 39. 611 | 17. 982 | 4. 675  |
| 6  | 1, 230        | _       | _       | _       | _       | 23. 935 | 6. 551  |
| 7  | 1, 435        | _       | _       | _       | _       | 31. 833 | 8. 712  |
| 8  | 1,640         | _       |         |         | _       | 40. 754 | 11. 154 |
| 9  | 1,845         | _       | _       | _       | _       | 50. 676 | 13.869  |
| 10 | 2,050         | _       | _       | _       | _       | 61. 582 | 16.854  |

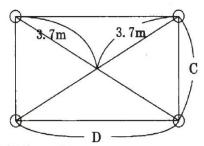
# 別表第20-2 開放型ヘッド最大設置間隔表

| A   | В      | С    | D      |
|-----|--------|------|--------|
| 0.2 | 3. 694 | 0.4  | 7. 389 |
| 0.4 | 3. 678 | 0.8  | 7. 357 |
| 0.6 | 3. 651 | 1. 2 | 7. 302 |
| 0.8 | 3. 612 | 1.6  | 7. 225 |
| 1.0 | 3. 500 | 2. 0 | 7. 125 |
| 1.2 | 3. 500 | 2. 4 | 7. 000 |
| 1.4 | 3. 425 | 2.8  | 6.850  |
| 1.6 | 3. 336 | 3. 2 | 6. 672 |
| 1.8 | 3. 233 | 3. 6 | 6. 465 |

| A    | В      | С    | D      |
|------|--------|------|--------|
| 2.0  | 3. 113 | 4.0  | 6. 226 |
| 2. 2 | 2. 975 | 4. 4 | 5. 950 |
| 2. 4 | 2.816  | 4.8  | 5. 632 |
| 2.6  | 2.632  | 5. 2 | 5. 265 |
| 2.8  | 2. 418 | 5. 6 | 4. 837 |
| 3.0  | 2. 166 | 6. 0 | 4. 331 |
| 3. 2 | 1.857  | 6. 4 | 3. 751 |
| 3. 4 | 1. 459 | 6.8  | 2. 919 |
| 3. 6 | 0.854  | 7. 2 | 1. 709 |

[単位:m] [単位:m]





(凡例) ○: 開放型ヘッド

# Ⅱ 検査要領

#### 〔I〕外観検査

#### 1 配管等

- (1) 配管等の材質、口径等は、適正なものであること。
- (2) 配管等の吊り及び支持等は、適正なものであること。
- (3) 止水弁、逆水弁等は点検に便利な位置にあり、開閉状態が適正であること。
- (4) 屋内消火栓設備兼用方式の場合は、連結散水設備と屋内消火栓設備の配管接続部に配管区別の表示がされていること。

## 2 送水口

- (1) 消防ポンプ自動車が容易に接近できる場所に双口型のものが設けてあること。
- (2) 送水口のホース結合金具は、差込式のものであること。
- (3) 送水口には、送水圧力が表示されていること。
- (4) 送水口の直近の見やすい箇所に標識等を設けていること。

# 3 散水ヘッド

- (1) 散水ヘッドの種別等は、適応したものを使用していること。
- (2) 配置が適正であり、かつ、未警戒部分がないこと。
- (3) 配管と確実に結合されていること。
- (4) 取付方向が適正であること。
- (5) 散水ヘッドの周囲には、熱感知 (開放型ヘッドを使用する場合を除く。) 及び散水の障害となるものがないこと。

#### 4 閉鎖型ヘッド方式

- (1) 屋内消火栓設備兼用方式のうち、屋内消火栓設備に係る検査要領は、第4章第2節第2「屋内消火栓設備」. Ⅱ「検査要領」. [I]によること。
- (2) 流水検知装置

階ごとに点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。

- (3) 制御弁
  - ア 床面から高さ0.8m以上1.5m以下の箇所に設けてあること。
  - イみだりに閉止できない措置を講じていること。
  - ウ 容易に点検できる場所に設けてあること。
  - エ 制御弁の直近の見やすい箇所に当該設備の制御弁である旨を表示した標識が設けられていること。
- (4) 末端試験弁
  - ア 取付場所が適正であること。
  - イ 一次側に圧力計、二次側には試験用放水口が取り付けられていること。
  - ウ 末端試験弁の直近の見やすい箇所に末端試験弁である旨を表示した標識が設けられていること。
- (5) 一斉開放弁及び手動式開放弁
  - ア 一斉開放弁
  - (ア) 起動操作部は、高天井部分の存する階で、火災の影響を受けない場所に設けてあること。
  - (イ) 作動を試験するための装置が設けてあること。
- イ 手動式開放弁
  - (ア) 高天井部分の存する階で、当該高天井部分の火災の際、容易に接近することができる場所に設けてある こと
  - (4) 容易に操作できる構造のものが設けてあること。
- ウ 起動操作部又は手動式開放弁の直近の見やすい箇所には、操作部である旨及び操作方法が表示され、警戒一 覧図を設けていること。

#### 〔Ⅱ〕性能検査

## 1 耐圧性能試験

(1) 試験方法

配管各部に試験圧力が印加できる状態とし、送水口又は送水口の直近の放水口の位置から動力消防ポンプ、 プランジャーポンプ、水圧試験器(補助ポンプ)等により設計送水圧力の1.5倍の圧力で加圧し、60分以上保 持する。

なお、関係者が実施した耐圧性能試験(加圧数値、試験方法等の書類及び試験状況がわかる写真等)により、 圧力の降下、漏水、各部の変形等の異常がないことを確認することで当該試験に代えることができる。

(2) 合否の判定

圧力の降下、漏水、各部の変形等の異常がないこと。

#### 2 閉鎖型ヘッド方式

(1) 放水検査

ア 方法

末端試験弁を開放して放水する。

イ 合否の判定

末端試験弁の二次側に設けられた試験用放水口における放水圧力及び放水量が末端試験弁のオリフィスロ径に応じて、それぞれ概ね0.1MPa以上1.0MPa以下及び80 L/min以上の性能を有することを確認すること。 放水量は、第4章第2節第4「スプリンクラー設備」、II「検査要領」、[II].2.(1)の放水量を準用すること。

(2) 同時放水検査

屋内消火栓設備兼用方式の場合は、それぞれの設備の性能に支障を生じないかを確認するため屋内消火栓及び前(1)の連結散水設備の放水検査を同時に行うこと。

ア方法

最も放水圧力が低くなると予想される箇所の末端試験弁を開放して放水する。この場合に、当該末端試験弁が設置してある階の屋内消火栓(1箇所)を第4章第2節第2「屋内消火栓設備」、II「検査要領」、[II]3. (1)の方法により放水する。

イ 合否の判定

連結散水設備は、前(1)、イにより、屋内消火栓設備に係る検査要領は、第4章第2節第2「屋内消火栓設備」、 $\Pi$ 「検査要領」、 $\Pi$ 、3. (2)によること。

(3) 起動装置検査

ア 方法

最も放水圧力が低くなると予想される箇所の末端試験弁を開放する。

イ 合否の判定

(7) 屋内消火栓設備兼用方式の場合

末端試験弁の開放により屋内消火栓設備の加圧送水装置が起動し、流水検知装置等の作動により定められた警報が適正に発せられるとともに自動火災報知設備の受信機等に、放水した階等の表示がされ、警報が発すること。

また、屋内消火栓設備の加圧送水装置の停止操作を行った場合に、当該装置の作動が停止すること。

(イ) 配管充水方式の場合

末端試験弁の開放により流水検知装置等が作動し、自動火災報知設備の受信機等に、放水した階の表示がされ、警報が発すること。